

埼玉県精神障害者支援地域協議会（代表者会議）設置運営要綱

（目的）

第1条 この要綱は、「埼玉県措置入院者退院後支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）第17条第1項に基づき、地域における措置入院の運用、措置入院者の退院後の支援体制、医療機関及び関係機関の役割分担並びに地域における課題等について検討することを目的として、精神障害者支援地域協議会（代表者会議）（以下「会議」という。）を設置するにあたり必要な事項を定めるものである。

（会議の開催時期）

第2条 県が設置する各保健所長は、当該保健所の管轄する圏域についての第1条に定める目的のため、原則として年1回程度を目安に会議を開催する。

2 前項の会議は、県が設置するほかの会議体等において地域の精神保健医療福祉体制等について協議を行う場合は、併せて開催しても差し支えないものとする。

（協議内容）

第3条 本会議の協議内容は下記のとおりとする。

（1）「措置入院の運用に関するガイドライン」（平成30年3月27日障発0327第15号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び疾病対策課により定める「精神保健関係事務処理要領」を踏まえた警察官通報等から措置入院までの対応方針

（2）困難事例への対応のあり方など措置入院の運用に関する課題

（3）管内の精神科医療機関の役割分担や連携

（4）関係機関の情報共有のあり方

（5）措置入院者の退院後支援のあり方

（6）その他、地域における課題等

2 前項の協議に当たっては、個人情報を取り扱うことのないよう厳に留意する。

（組織）

第4条 本会議は、次の機関を代表する者をもって構成する。

（1）保健所

（2）精神科医療機関

（3）相談支援事業所

（4）当事者団体

（5）地域家族会

（6）管内市町村障害福祉主管課・保健センター

（7）警察署

（8）その他保健所長が必要と認める機関

2 前項の機関については、地域の実情に応じて構成できるものとする。

3 会議に出席した者については、別表1のとおり出席謝金を支払うものとする。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、各保健所の保健予防推進担当において担当する。

2 会議は、原則公開とする。

3 各保健所においては、協議内容等の検証を可能とし、協議の場の適正な運用を確保するため、会議の議事録を作成し、保存期間10年の文書として保管・管理すること。

(報告)

第6条 保健所長は会議を開催したときは、別添様式により疾病対策課長宛て報告すること。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

別表1

出席者	出席謝金（旅費を含む。）
(1) 保健所	・ 支給しない。
(2) 精神科医療機関	・ 「執行機関の附属機関に関する条例」(昭和28年条例第17号)の適用を受ける審議会等の委員に対する報酬に準じた額とする。
(3) 相談支援事業所等	
(4) 当事者団体	
(5) 地域家族会	
(6) 管内市町村障害福祉主管課・保健センター等	・ 1機関1名、年1回までとし、予算の範囲内で行う。
(7) 警察署等	・ 参加者が県職員である場合には、支給しない。
(8) その他保健所長が必要と認める機関	・ 支給しない。
	・ (2)から(5)までに準じた金額

別添様式

保 第 号
年 月 日

(宛先)
疾病対策課長

保健所長

精神障害者支援地域協議会（代表者会議）の開催について（報告）

標記について下記のとおり開催したので報告します。

記

1 開催日

年 月 日 ()

2 出席者

別紙のとおり

3 議事録

別紙のとおり

担 当 保健予防推進担当 ○○

T E L